

補装具の案内

自分でできる
喜び

補装具って
どんなもの？

どこに相談
したらいいの？



沖縄県身体障害者更生相談所

補装具とは

身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するもので、身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に長期間継続して使用する更生用の装具です。厚生労働大臣が定めた種目が対象となっており、市町村が補装具費を支給します。

これに対して治療用に用いられる装具は、四肢・体幹の変形や機能障害を矯正治療することを目的としたもので、医療保険制度などによって医療サービスとして処方されるものです。

補装具費はあくまで更生用の装具等に要する費用であり、治療用の装具に要する費用として補装具費を支給することはできません。

補装具費支給対象者は

- ・満18歳以上：身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者
- ・満18歳未満：身体障害者手帳の交付を受けている児童、または身体に同程度の障害のある児童
- ・障害者総合支援法の対象となる難病等の方

◎身体障害者(児)に対する補装具費の支給品目一覧

義 肢	義手 義足		片手駆動型 リクライニング式片手駆動型 レバー駆動型 手押し型 リクライニング式手押し型 ティルト式手押し型 リクライニング・ティルト式手押し型
装 具	上肢装具 下肢装具 体幹装具		
座位保持装置	平面形状型 モールド型 シート張り調節型		
盲人安全つえ	普通用 携帯用 身体支持併用	電 動 車 椅 子	普通型（4.5Km/ h） 普通型（6.0Km/ h） 簡易型 リクライニング式普通型 電動リクライニング式普通型 電動リフト式普通型 電動ティルト式普通型 電動リクライニング・ティルト式普通型
義 眼	普通義眼 特殊義眼 コンタクト義眼		
眼 鏡	矯正眼鏡 遮光眼鏡 コンタクトレンズ 弱視眼鏡（掛けめがね式、焦点調節式）	歩 行 器	六輪型 四輪型（腰掛つき） 四輪型（腰掛なし） 三輪型 二輪型 固定型 交互型
補 聴 器	高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型 重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型 耳あな型（レディメイド） 耳あな型（オーダーメイド） 骨導式ポケット型 骨導型眼鏡型	歩行補助つえ	松葉つえ カナディアン・クラッチ ロフストランド・クラッチ 多点杖 プラットホーム杖
車 椅 子	普通型 リクライニング式普通型 ティルト式普通型 リクライニング・ティルト式普通型 手動リフト式普通型 前方大車輪型 リクライニング式前方大車輪型	重度障害者 用意思伝達 装置	文字等走査入力方式 生体現象方式
		座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具	身体障害児のみ

補装具紹介

下肢装具



両側支柱付短下肢装具

下腿部から足部までの構造で、足関節の動きをコントロールします。



靴べら型短下肢装具

長下肢装具



大腿部から足部までの構造で、膝と足関節の動きをコントロールします。



車椅子



普通型



手押し型（介助用）

原則として介助者が押して駆動するもの。



リクライニング式

バックサポートの角度を変えることができるもの。



ティルト式

座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられるもの。

電動車椅子



普通型

バッテリーを搭載し、電気によってモーターが駆動し走行が可能な車椅子。



簡易型

左右後輪をモーター組み込み型の車輪に交換して、電動車いすとして使えるようにしたもの。

座位保持装置



平面形状

平面を主として構成される支持面で製作され、各種付属品を組み合わせで姿勢を保持する。



モールド

採型、採寸で製作され、身体の形状に合わせた形の支持面を持っている。各種付属品を組み合わせで姿勢を保持する。

補聴器



耳かけ型

耳介の後ろに引っ掛ける形の補聴器。



ポケット型

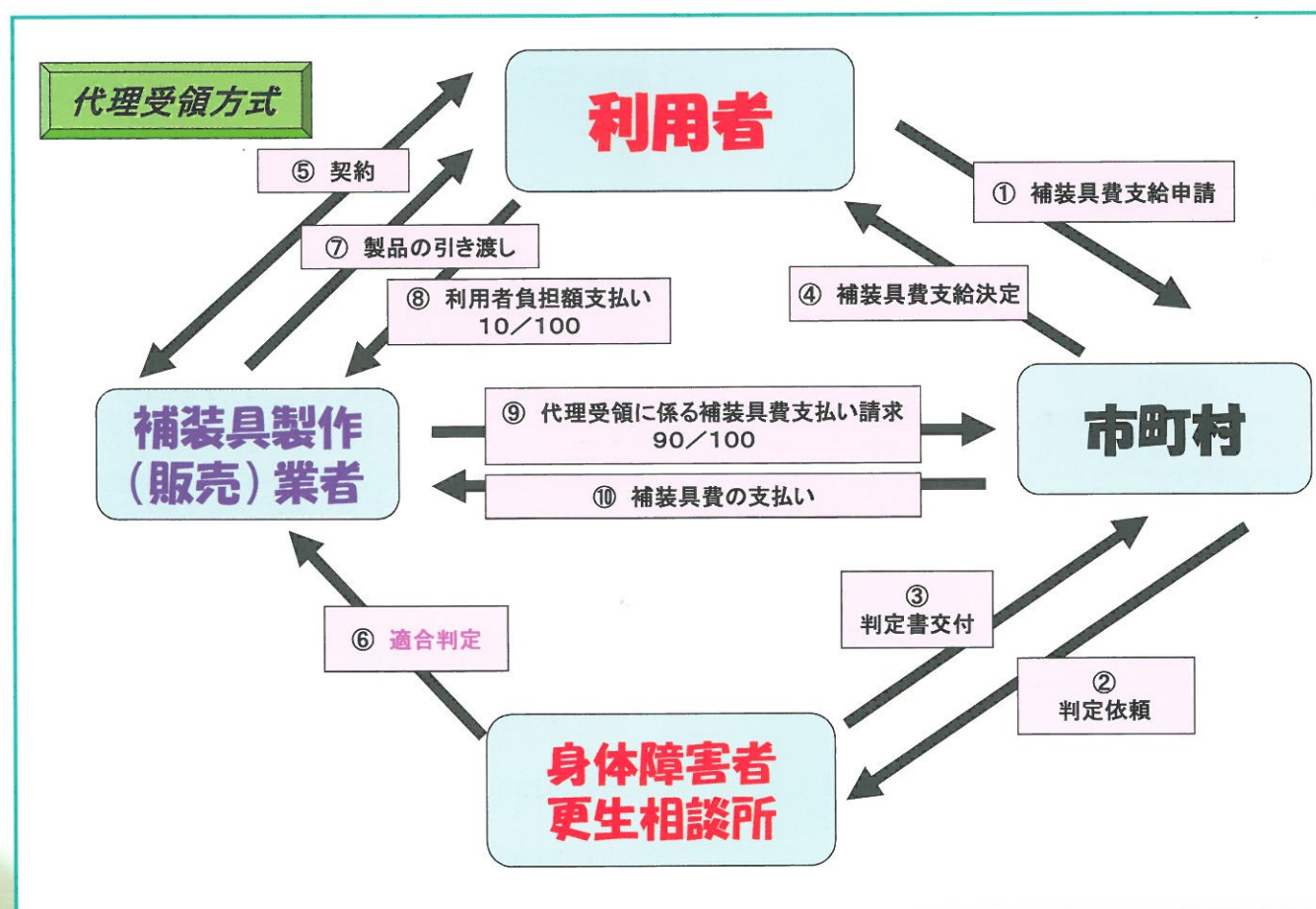
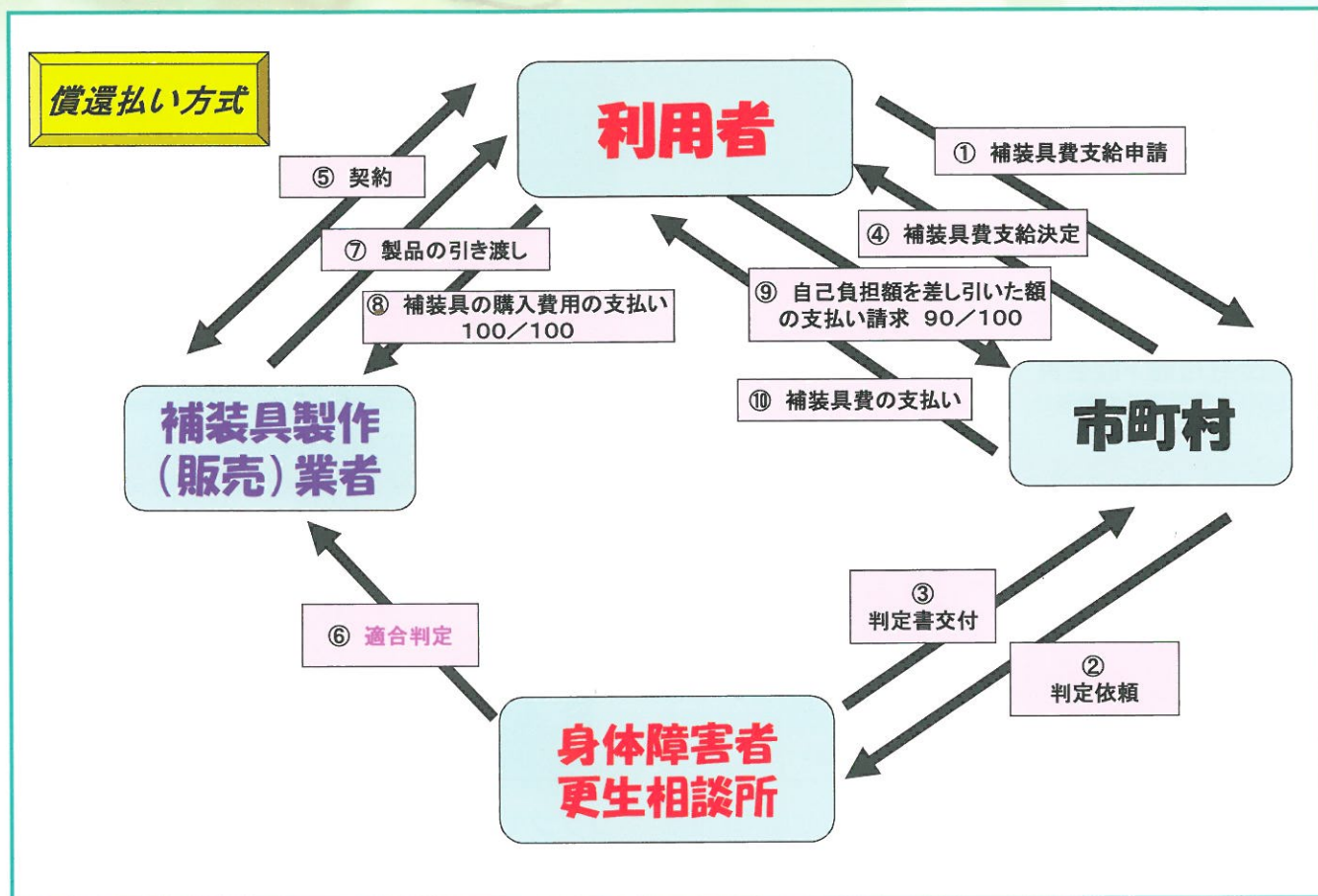
箱型とも呼ばれ、ポケットやベルトに装着が可能。



耳あな型

耳あなに挿入して使用する。

補装具費支給の流れ



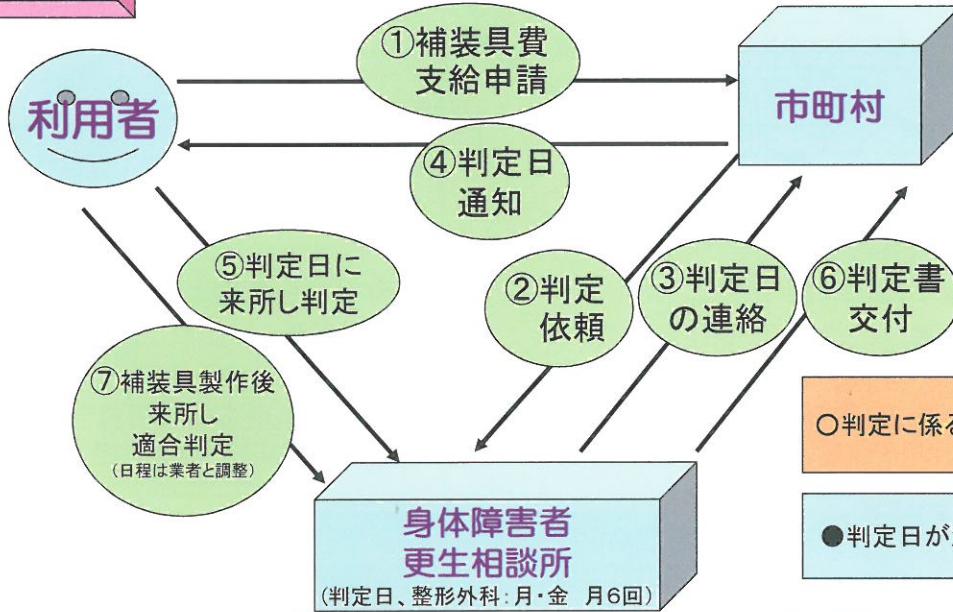
補装具の申請事務フロー

	手 順	必要なもの	内 容
1	相 談 ・ 申 請	身体障害者手帳 印鑑 世帯全員分の税書類等 補装具の見積書 意見書（児のみ）	補装具費の支給においては、原則 1 割負担となりますが、市町村民税所得割額に応じた限度額がありますので、税書類が必要となります。
2	面 接		申請書記入後、既往歴・傷病の経過・現在の状態・補装具作成上希望すること等を伺います。
3	判 定 依 頼		市町村から身体障害者更生相談所へ判定依頼を行います。
4	判 定 日 の 連 絡 （来所判定の場合）		身体障害者更生相談所から市町村へ来所判定予定日を連絡し、市町村を通して通知します。
5	判 定	身体障害者手帳 使用中の補装具	インタビュー・機能評価・医学的判定等を行い、希望する補装具の交付適否や調整箇所・付属品等の要否を決定します。 ※家族の方もできるだけ立ち会うようにしてください。
6	判 定 書 交 付		身体障害者更生相談所から市町村へ判定書を交付。
7	支 給 決 定		利用者に支給決定通知・支給券を送付します。
8	適 合 判 定		判定に基づいた補装具作成後、身体障害者更生相談所にて適合判定を実施します。
9	納 品		適合判定の結果に基づき、補装具を納品します。
10	利用者負担額支払い		市町村から利用者に請求書兼委任状を送りますので、納品の際に記名押印してください。自己負担額の支払い方法については、業者と相談してください。
11	業者が市町村へ請求		納品及び自己負担額（1 割）支払い終了後、業者が市町村へ公費負担分（9 割）を請求します。
12	公 費 支 払 い		市町村は業者からの請求に基づき、公費負担分を支払います。

身体障害者更生相談所における補装具判定の流れ

来所判定

利用者が直接身体障害者更生相談所へ来所し判定を受ける方法



○判定に係る費用は無料

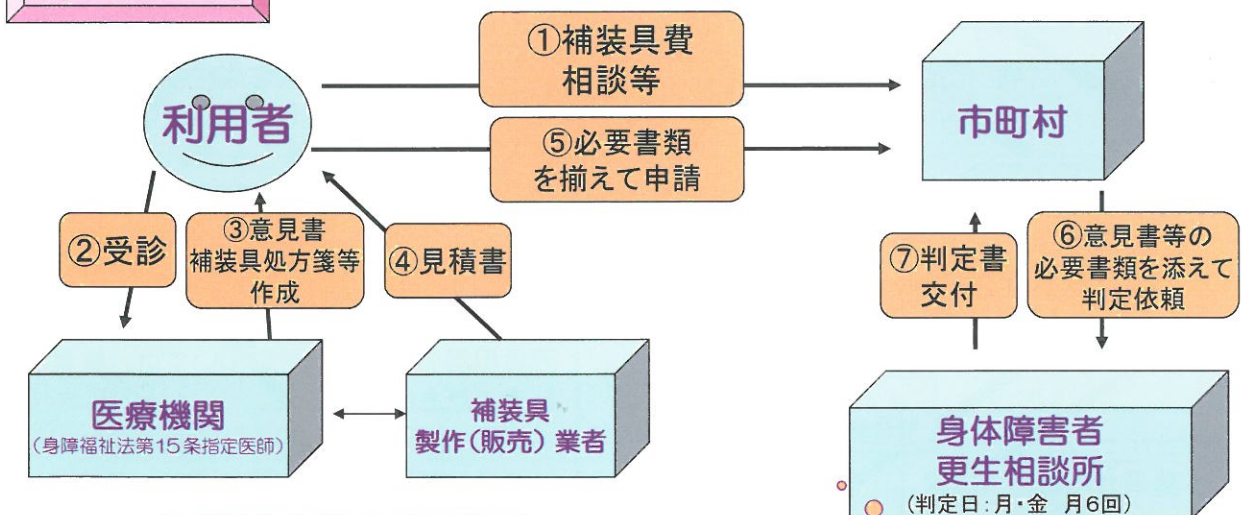
●判定日が決まっている

※耳鼻科: 月1回

※耳鼻科は判定日に適合まで行う

書類判定

利用者が必要書類を揃えて市町村へ申請し、書類で判定を受ける方法



○利用者の来所は不要
都合の良い日に主治医・近医受診
●診察料・文書料等が必要

※ケースによっては
実地調査を
行うことがあります。

適合判定は
検査依頼書(意見書等記入医師)と
写真等(補装具業者)で実施

補装具の判定区分

判定機関		更生相談所				市 町 村				
支給等の区別		新規 給付 判定	再 給付 判定	修理 判定 (要医学的判定) 😊	適 合 判 定	新規 給付 判定	再 給付 判定	修理 判定 😊	一 八 歳 未 満	適 合 判 定
義 肢	殻 構 造	来書	来書		来書			申	意	
	骨格構造	来書	来書		来書			申	意	
装 具		来書	来書	助書	来書			申	意	
座位保持装置		来書	来書		来書			申	意	
車いす（オーダーメイド）		来書	来書		来書			申	意	
車いす（レディメイド手押し型）			助書			申	申	申	申	
車いす（レディメイド手押し型以外）			来書			意	意	申	意	
電動車いす		来書	来書		来書			申	意	
座位保持装置		来書	来書	助書	来書			申	意	
補聴器		来書	来書	来書	来書			申	意	
重度障害者用意思伝達装置		書実	書実		書実			申	意	
歩行器			助書			意	意	申	意	
歩行補助つえ						申	申	申	申	
盲人安全つえ						申	申	申	申	
義 眼						意	意	申	意	
眼 鏡	矯正眼鏡					意	意	申	意	
	遮光眼鏡					意	意	申	意	
	コンタクトレンズ					意	意	申	意	
	弱視眼鏡					意	意	申	意	

- 来 【来 所 判 定】：（意見書不要）更生相談所で身体障害者本人の状態を直接確認し判定を行い市町村へ判定書を交付する。判定書を受けた市町村が給付決定する。
 【来所適合判定】：完成した補装具を直接確認し装着させ、出来上りを判定する。（交付券の完成）
- 書 【書 類 判 定】：（意見書・処方箋・見積書＋判定）15条指定医師により記載された意見書・処方箋・見積書等を更生相談所が判定を行い、市町村へ判定書を交付する。判定書を受けた市町村により給付決定される。
 【書類適合判定】：（検査依頼書・補装具写真＋判定）15条指定医師により記載された検査依頼書・補装具写真を更生相談所が適合判定する。（交付券の完成）
- 意 【意 見 書】：（意見書が必要）15条指定医師により記載された意見書・処方箋・見積書の内容から市町村が支給決定する。
- 申 【申 請 書】： 補装具費支給（修理）申請書により市町村が支給決定する。 ※ 場合によっては意見書が必要
- 助 【助 言】：（助言）市町村からの補装具申請や修理等に関する質疑に対して助言する。
 必要に応じて、判定書を交付することもある。
- 実 【実 態 調 査】：（訪問調査）来所できないケースに関してPT・OT・福祉司等が訪問し身体状況や環境等を調査する。
 調査書を参考に判定医が判定を行う。

😊 医学的判定を必要とする修理とは、義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす及び重度障害者用意思伝達装置の修理を対象とし障がい状況の変化等に伴い医師の診察を必要とする場合で修理により補装具の名称が支給時と異なるものになる場合。

沖縄県身体・知的障害者更生相談所周辺地図



【市外線・市内線バス】

〈バス市外線〉

25番普天間空港(首里経由)線・33番糸満西原(末吉経由)線・97番琉大線を利用。厚生園入口停留所で下車、南へ約800m。

〈バス市内線〉

8番首里城下町線・9番小禄石嶺線・11番安岡線・17番石嶺開南線を利用。石嶺営業所(前)で下車、東へ約500m。

【モノレール首里駅からバス利用】

沖縄バス 8番 首里城下町線を利用。石嶺営業所前で下車、東へ約500m

【バス・モノレールのWEBサイト(括弧内はバス路線番号)】

●那覇バス(9・11・17・25・33・97) <http://www.nahabus.jp/>

お問い合わせ

沖縄県身体障害者更生相談所

〒903-0804 沖縄県那覇市石嶺町4-385-1

TEL (098)886-2115

FAX (098)886-7990

